

7 議 第 4 号

令和 7 年 4 月 8 日

圓谷 年雄 様

須賀川市議会議長 佐藤 瞭二



請願・陳情書等の取扱いについて（通知）

日ごろから本市議会の運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

過日、提出のありました陳情書について、その取扱いの説明を要すると判断したため、お知らせいたします。

本市議会における請願・陳情等の取扱いにつきましては、議会の運営に関する事項としており、地方自治法第 109 条の規定により、議会運営委員会においてその取扱いを協議することとしております。

そのため、今回提出いただきました陳情書につきましては、令和 7 年 4 月 23 日開催の議会運営委員会において協議することとなりましたので、ご理解願います。

事務担当：須賀川市議会事務局 議事調査係
電話（直通）：0248-88-9162